保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行うものです。

(1)対象者

松山市内の保育所等に勤務する保育士資格を有していない保育従事者

(2)申請者

国または地方公共団体が設置したものを除く、下記の対象施設

※個人での申請はできませんので、ご注意ください

対象施設

- ❖保育所
- ❖認定こども園
- ❖認定こども園または認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ❖乳児院
- ❖児童養護施設

(3)支給要件

下記の①～③を満たしていること

①当該年度中に指定保育士養成施設で受講を開始していること

②指定保育士養成施設での教科目取得後、児童福祉法施行規則第６条の 11 の２により試験のすべてを免除され保育士資格を取得する者であること

③保育士登録証の交付を受け、上記(2)の対象施設で１年間以上勤務していること

(4)補助金額

事業対象となる者１人につき、指定保育士養成施設の受講に要した経費の２分の１

※上限は下表のとおり

ア　指定保育士養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する場合	上限 30 万円
イ「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月１日雇児発第 12010002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別表１の②及び③により保育士資格を取得する場合	上限 10 万円
ウ　上記通知別表１の①により保育士資格を取得する場合	上限 20 万円

(5)申請の流れ

① 養成施設等入学

② 松山市に実施計画書を提出

③ 計画の実施決定通知を受ける

④ 養成施設等で保育士資格を取得

⑤ 保育士登録証の交付を受ける

⑥ 松山市に完了報告書・補助金申請を提出

⑦ 補助金決定後、補助金請求

⑧ 補助金の交付

⑨ 半年後、「勤務継続報告書」提出

⑩ １年後、「勤務継続報告書」提出

【実施計画書提出】
受講開始日の属する年度中

【受講開始の日】
養成施設等の入学日、受講許可を得た日、受講申込日のいずれか早い日

【補助金申請時期】
❶保育士登録証の交付後勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月末まで
❷保育士登録証の交付前から勤務対象施設に勤務している場合は保育士登録証の交付を受けた月末